

防衛医学研究センター規則第1号

防衛医科大学校の医学教育部、病院、防衛医学研究センター及び高等看護学院の内部組織に関する訓令(昭和54年防衛庁訓令第21号)第25条第2項の規定に基づき、防衛医学研究センターの事務分掌規則を次のように定める。

平成8年10月1日

防衛医学研究センター長 吉 岡 正 彦

防衛医学研究センター事務分掌規則

改正 平成23年12月27日規則第7号

改正 令和5年6月30日通達第34号

(総務係)

第1条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究成果の刊行に関する事。
- (2) 外国出張の手続きに関する事。
- (3) 兼業・兼職の手続きに関する事。
- (4) 学会費の手続きに関する事。
- (5) 防衛医学研究センター運営委員会に関する事。
- (6) 業務運営計画の手続きに関する事。
- (7) 予算要求及び予算の年間執行計画の手続きに関する事。
- (8) 学術団体との連絡に関する事。
- (9) 防衛医学研究センター内の庶務に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、防衛医学研究センター事務部内の他の係の所掌に属しない事項に関する事。

(管理係)

第2条 管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究用器材の予算の年間執行計画の手続きに関する事。
- (2) 研究用器材の整備計画に関する事。
- (3) 研究用器材の維持管理に関する事。
- (4) 施設及び諸設備の維持管理の手続きに関する事。
- (5) 共通施設の利用計画に関する事。
- (6) 防衛医学先端研究及び防衛医学基盤研究に関する事。

(経費第1係)

第3条 経費第1係においては、防衛医学研究センター研究部門の研究、防衛医学先端研究及び防衛医学基盤研究(以下「防衛医学研究等」という。)に係る予算の執行に関する事務をつかさどる。

(経費第2係)

第4条 経費第2係においては、研究(防衛医学研究等を除く。)に係る予算の執行に関する事務をつかさどる。

(外部研究費管理係)

第5条 外部研究費管理係においては、外部研究費に関する事務をつかさどる。

(研究倫理審査係)

第6条 研究倫理審査係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 倫理審査委員会に関すること。
- (2) 臨床研究審査委員会に関すること。

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。